

○ 平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）新旧対照表

改正案	現行
航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）一（四）エ、一（四）カ（a）ただし書に規定するもの及び一（四）カ（b）に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、使用料告示一（一）の規定により得た金額に、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める割合を乗じた金額とする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に掲げるものを除く。） 十分の七（ただし、平成二十一年七月一日から平成二十二年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあつては、十分の六） 二 平成二十二年十月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）であるもの 二分の一	航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場に着陸する航空機（国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）一（四）エ、一（四）カ（a）ただし書に規定するもの及び一（四）カ（b）に掲げるものを除く。）の着陸料の額は、昭和五十年防衛庁告示第百五十五号第一の規定にかかわらず、国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）一（一）の規定により得た金額に次に掲げる割合を乗じた金額とする。 一 当分の間、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うもの（次号に規定するものを除く。）についての着陸料の額は、十分の七を乗じた金額とする。 二 平成二十二年十月三十一日までの間、国際旅客チャーター便（貸切契約に基づき運航される国際航空に従事する航空機であつて、旅客の運送を行うものをいう。）についての着陸料の額は、二分の一を乗じた金額とする。

○ 昭和五十年防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）新旧対照表

改正案	現行
第一 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場の使用料 着陸料、停留料及び保安料の額は、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。）について、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた使用料の額と同一の額とする。この場合において、使用料の一括納付については、当該飛行場を管理する部隊の長の承認を受けて行うものとする。	第一 航空法第五十六条の四第一項により指定された施設のある飛行場の使用料 着陸料、停留料及び保安料の額は、国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場について、空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定めた使用料の額と同一の額とする。この場合において、使用料の一括納付については、当該飛行場を管理する部隊の長の承認を受けて行うものとする。